

**豊島処分地維持管理等事業**

**周辺環境モニタリングマニュアル**

**(令和 7 年 9 月 30 日改訂版)**

## ＜目次＞

1. 主旨	1
2. 調査方法について	3
3. 管理基準値及び関係環境法令等の基準	5

### 【修正履歴】

年 月 日	審 議	摘 要
R5. 3. 26	第 18 回フォローアップ委員会	新規策定 (R5. 4. 1 施行)
R6. 9. 30	第 5 回第 2 次フォローアップ委員会	「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 総理府令第 30 号) の改正に伴う修正
R7. 9. 30	第 9 回第 2 次フォローアップ委員会	「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 総理府令第 30 号) の改正に伴う修正

## 1. 主旨

本マニュアルは、豊島処分地維持管理等事業の期間中に実施するモニタリングについて、その項目、頻度等を定めたものである。

### (1) 概要

- ・周辺環境モニタリングの調査機関は表1-1、調査地点は図1-1に示すとする。なお、具体的な計測項目、頻度については年度ごとに第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会で決定する。
- ・調査としては、県環境保健研究センター等において分析を実施するものとする。
- ・調査方法は表2-1～表2-2に示すとする。
- ・本マニュアルに定めるモニタリング項目等は、関係法令の改正等にあわせ、必要に応じて適宜見直すものとする。

### (2) 評価方法

- ・結果については、これまでに実施した周辺環境モニタリング結果等と比較するとともに、管理基準及び関係環境法令等の基準（表3-1及び表3-2）を満たしているかどうか確認する。

表1-1 周辺環境モニタリング地点等

区分	計測地点			調査機関	
	対象地点		地点数	採取	分析
水質汚濁	海域／水質	周辺地先海域 ・北海岸（S t-4、S t-8） ・西海岸（S t-3）	3地点	循環型社会推進課、県環境保健研究センター	県環境保健研究センター
		海岸感潮域 ・北海岸（S t-B、S t-E） ・西海岸（S t-A）	3地点		
	海域／底質	周辺地先海域 ・北海岸（S t-4） ・西海岸（S t-3）	2地点		
		海岸感潮域 ・北海岸（S t-B、S t-E） ・西海岸（S t-A）	3地点		

## 2. 調査方法について

水質、底質、生態系の調査方法は表2-1及び表2-2に示すとおりとする。

表2-1 水質調査方法

No	調査項目	調査方法	No	調査項目	調査方法
	(一般項目)		25	1, 1, 1-トリクロロエタン	
1	pH		26	1, 1, 2-トリクロロエタン	
2	COD		27	1, 3-ジクロロプロペン	
3	DO		28	ベンゼン	
4	油分		29	チウラム	
5	大腸菌数		30	シマジン	
6	全窒素		31	チオベンカルブ	
7	全リン		32	セレン	
8	亜鉛		33	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(分析方法) 原則として、 環境庁告示第 59号(昭和46 年)の別表1及 び2に定める 方法
	(健康項目)		34	フッ素	
9	アルキル水銀		35	ホウ素	
10	総水銀		36	有機リン	
11	カドミウム		37	1, 4-ジオキサン	
12	鉛			(その他項目)	
13	六価クロム		38	銅	
14	ひ素		39	ニッケル	
15	全シアン		40	総マンガン	
16	PCB		41	総クロム	
17	トリクロロエチレン		42	総鉄	
18	テトラクロロエチレン		43	塩素イオン	
19	ジクロロメタン		44	モリブデン	原則として、 環境庁課長通 達(平成5年 環水規第121 号)の別表に 定める方法
20	四塩化炭素		45	アンチモン	
21	1, 2-ジクロロエタン		46	ダイオキシン類	JIS K0312「工 業用水、工場 排水のダイオ キシン類の測 定方法」
22	クロロエチレン				
23	1, 1-ジクロロエチレン				
24	1, 2-ジクロロエチレン				

表2-2 底質調査方法

No	調査項目	調査方法	No	調査項目	調査方法
	(一般項目)		13	テトラクロロエチレン	
1	pH		14	有機リン	
2	C O D			(その他項目)	
3	硫化物		15	銅	
4	強熱減量		16	亜鉛	
5	油分		17	ニッケル	
	(健康項目)		18	総クロム	
6	総水銀		19	総鉄	
7	カドミウム		20	総マンガン	
8	鉛				
9	ひ素				
10	全シアン				
11	P C B				
12	トリクロロエチレン				
			21	ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル

### 3. 管理基準及び関係環境法令等の基準

表3-1 豊島処分地の水管理における放流時の管理基準

項目	単位	基準値
健 康 項 目	カドミウム及びその化合物	mg/L 0.03
	シアン化合物	mg/L 1
	有機磷化合物 (パチオ、メルバチオ、メルビン及びEPNに限る。)	mg/L 1
	鉛及びその化合物	mg/L 0.1
	六価クロム化合物	mg/L 0.2 <sup>*1</sup>
	砒素及びその化合物	mg/L 0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L 0.005
	アルキル水銀化合物	mg/L 検出されないと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L 0.003
	トリクロロエチレン	mg/L 0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L 0.1
	ジクロロメタン	mg/L 0.2
	四塩化炭素	mg/L 0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L 0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L 1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L 3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L 0.06
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L 0.02
	チウラム	mg/L 0.06
	シマジン	mg/L 0.03
	チオベンカルブ	mg/L 0.2
	ベンゼン	mg/L 0.1
	セレン及びその化合物	mg/L 0.1
	ほう素及びその化合物	mg/L 230
	ふつ素及びその化合物	mg/L 15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L 100
	1,4-ジオキサン	mg/L 0.5
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度 (pH)	— 5.0~9.0
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L 30
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L 30
	浮遊物質量 (SS)	mg/L 50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L 5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L 30
	フェノール類含有量	mg/L 5
	銅含有量	mg/L 3
	亜鉛含有量	mg/L 2
	溶解性鉄含有量	mg/L 10
	溶解性マンガン含有量	mg/L 10
	クロム含有量	mg/L 2
	大腸菌数 <sup>*2</sup>	CFU/mL 800
	窒素含有量	mg/L 120
	燐含有量	mg/L 16
その 他	ニッケル	mg/L 0.1
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L 10

注) 基準値等については、関係法令の改正等に合わせ、必要に応じて見直すものとする。

\*1) これまで0.5mg/Lであったが、R6/4/1の水濁法の改正の施行で表記の濃度に改められた。

\*2) これまで大腸菌群数であったが、R7/4/1の水濁法の改正の施行で表記の項目に改められた。

表3－2 水質汚濁に係る環境基準（海域A・II類型）

区分	項目	単位	環境基準
健 康 項 目	カドミウム	mg/L	0.003 以下
	全シアン	mg/L	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	0.02 以下
	砒素	mg/L	0.01 以下
	総水銀	mg/L	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
	P C B	mg/L	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下
	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002 以下
生活	チウラム	mg/L	0.006 以下
	シマジン	mg/L	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	0.01 以下
	セレン	mg/L	0.01 以下
	ホウ素	mg/L	1 以下
	フッ素	mg/L	0.8 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下
	水素イオン濃度 (pH)	—	7.8 以上 8.3 以下
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	2 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.5 以上
	大腸菌数	CFU/100mL	300 以下
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/L	検出されないこと
	全窒素	mg/L	0.3 以下
	全燐	mg/L	0.03 以下
	全亜鉛	mg/L	0.01 以下

